

防人「国造丁」についての考察

——律令時代における氏姓国造の遺制に関わって——

新野直吉

【要約】『万葉集』巻二十の東国防人歌の作者国造丁・助丁・主帳丁・上丁などについては、古来諸説があり、国造丁・主帳丁は

国造・郡主帳から出された代役者や人足で、上丁は正規の防人壮丁であり、助丁はその補助者であるなどとされてきた。

岸俊男氏は、国造丁は毎国防人団の隊長、助丁は副隊長、主帳丁は庶務係幹部、上丁は上番する防人壮丁であるという卓見を示し、国造丁は氏姓時代の国造軍の遺制が八世紀中葉の防人制まで伝えられたものと論じ、直木孝次郎氏もそれを支持した。

しかしこの定説化しようとする考えも、岸氏の出された仮説である。そして奈良時代に見られる氏姓国造の遺制は殆んどが氏姓の称で、制度的なものが見えず、国造丁の歌にも隊長の趣はない。おそらく、国毎防人団の長は部領使で、助丁がその副であり、国造丁は、律令国造の分身代務者で防人に本国産土神の恩顧を伝えるべき従軍地方神祇官である。

史林 五四巻五号 一九七一年九月

はじめに

『万葉集』巻二十に収められている防人の歌の中に、「国造丁」乃至は「丁」字脱落と認められる「国造」の詠んだ歌が数首含まれている。非常に例数が少いのに加えて、同じところに出ている詠者の防人たちも、「軍防令」の「兵士為火条」で「十人を一火

と為せ」と規定されるのに照らして考定し得る「火長」を除いては、この「国造丁」も、「助丁」「上丁」「主帳丁」なども、区分について必ずしも明確にし得ない面が多く、これまでも幾つかの異なる見解が出されている。

その中で通説的存在とも言うべきその代表的な説は、高木市之助・五味智英・大野晋という当代の著明学者が注釈を加えた『日

本古典文学大系^① 本の説や、本の性質上やや密度は薄い、同じく知名の佐伯梅友・藤森朋夫・石井庄司らの人々が注を加えた『日本古典全書』^② 本やの見解であろう。これらは伝統的な古典学の解釈に現代国語国文学の成果を加えた説であるから、共に現代において最も高く評価し得るものと言えるであろう。

このような観点に立って、訓のついているものはそれもあわせて、両者の解説を引用して示すと次の如くなる。前者『日本古典文学大系』本は

○国造丁 くにのみやつこのよぼろ 国造の家の使用人。丁はヨボロと訓む。ヨボロは脚のヒカガミ。人夫は脚力を要したので、丁をヨボロという。防人も奴によって代行させられたのであるという。（四三二一番歌頭注）

○主帳丁 郡の主帳の代理をするものであろう。軍防令に「主帳取巧^ニ於書算^ニ者^一謂兵満一千一主帳二人。以外者一人」とある。（四三二二番歌同）

○助丁 すけのよぼろ上丁 を助けるもの。炊事役をする断丁かともいう。（四三二八番歌同）

○上丁 かみつよぼろ 諸国からたてまつる壮丁（四三二九番歌同）

○帳丁 主帳の丁の意か。（四三三〇番歌同）

○上丁 壮丁の意。助丁の対。（四三三九番歌同）

○火長 軍防令に、兵士十人をもって一火とする規定がある。一火に六頭の駄馬を充て、紺の幕一口、小釜二個などを備える。その長を火長という。（四三七三番歌同）

○国造国 造丁の意。（四四〇一番歌同）

○主帳 書記。（四四〇二番歌同）

としている。後者『日本古典全書』本は、さきにも言及した如く、その性格もあって、前者ほど詳しくなく注も一部にかぎられているが、

○助丁 すけのよぼろ 正丁に対し、補助の壮丁。（四三三八番歌頭注）

○上丁 かみつよぼろ 成年の壮丁。（四三二九番歌同）

○火長 軍防令に「凡兵士十人為一火」とある。十人の長。（四三七三番歌同）

というような具合になっている。

これらすべてについて論ずることは、私の意図する本稿の分限を越えているが、「国造丁」については、いささか考えるところがあるので、その考察をすすめてみたい。なお、両書にみえる注もほぼそう言っているが、主帳丁・帳丁・主帳などは、皆同一の主帳丁のことで、省略した形で表現したものもあるものと認めてよいと考える。

一 研究の到達点

「国造丁」に関する研究の到達点について、研究史を辿る形で追究するならば、それは、万葉研究の長い歴史と共にある学説を追うことにならざるを得ないが、結論から先に言くと、現段階における最も新しく、また最も高く評価さるべき説は、岸俊男氏の「防人考」^③の説であり、同時に、最も効果的にこれまでの説を概括整理しているのも、その岸氏の研究である。以下それを引用させて頂くと

従来もいろいろと解釈されてきている。たとえば『万葉集古義』（鹿持雅澄）は、国造丁・主帳丁は国造や郡司主帳から出された、防人の往く道中の人足、上丁は正丁、助丁は正丁をたすく丁の意と解している。これに対し『万葉集新考』（井上通泰）は、国造丁・主帳丁ともに丁を「ヲノコ」と訓み、国造・主帳自身が防人選ばれたものとし、上丁・助丁は兵士を甲乙二等に分ち、甲を上丁、乙を助丁と称したものと解している。ついで『万葉集全釈』（鴻巣盛広）は、国造丁・主帳丁については『古義』や『新考』に反対して、国造や主帳が自己の一門眷族などから服役せしめた防人と解し、丁は人足ではなく壮丁であるとしているが、助丁については『古義』と同説である。また松

岡静雄氏（『有由縁歌と防人歌』）は、国造丁を「国造の肩書を有する名門があつて――恐らくは郡領であつたのであろう――其仕丁を意味したのではあるまいか、防人ではないが部領使の雑役として同行したのかも知れぬ。」とし、主帳丁も郡司主帳の仕丁と解し、助丁は「スケヲ」と訓み、次丁・中男を指し、また信濃にのみみえる国造・主帳とともに国造・主帳その人で、「或は部領使に代つて此国の防人を引率した人で郡領であつたかも知れぬ」としている。さらに吉野裕氏（『防人歌の基礎構造』）は国造・国造丁について如上の諸説にふれたのち、それは国造みずからであつてもよく、またその代理者たる地位をもつ国造丁でもありうるとし、さらに国造丁は国造に属する家人・奴婢の類であつてもよいとする。そして国造みずからの場合は防人とみるべきではなからうが、国造丁の場合は防人または部領使の雑役の性質をもつとみることができると、とにかく防人として常の防人ではないとし、諸説を一部ずつ肯定した見解をとっている。この国造丁に対する解釈はなお私説とは異なるが、その解釈の基礎となっている「防人編成の始源的形態においては、防人を部領し統率するものが、国造みずからにはかならなかつた。」とする提言は国造丁に対する極めて正しい把握であるとして尊重したい。つぎに主帳・主帳丁についても国造・国造丁

に準じて考えられるとし、助丁も国造丁や主帳丁と同じ種類に属するものとして、助丁＝中男説に反対しているが、それはむしろ部領使などに対する助手としての壮丁ではないかとしている。つぎに従来の諸説とやや異なるものとして、平野邦雄氏の説（『日本歴史』七八）もある。氏によれば上丁・助丁・帳丁・国造丁の四者はともに狭義の防人、すなわち兵士に対する厮丁であって、ただその出自に従って郡大領（上丁）・郡少領（助丁）・郡主帳（帳丁）・国造（国造丁）と分かたれ、それらは郡司・国造がおの一人ずつ厮丁を負担したものと解している。^④ ④

さきの『古典文学大系』本の説は、この岸氏の把握にしたがえば、鴻巣説や吉野説に近いものをもっていると言える。そしてこれらの諸説が、国造の代理の者としての「国造丁」なる防人という考え方をしているのは、おそらく「凡正丁歳役十日、……遣家人代役者聴之」^⑤という賦役令の条文の規定などから、その可能性を考えたものであろう。或いはまた、「凡防人向防、若有家人奴婢及牛馬欲行将行者聴」^⑥という軍防令の規定などからも、何か考えあわせたのかもしれない。

一応ここで感想をのべれば、国造が氏姓国造家の意味なら別であるがそうではなくて律令国造の意味だとすれば、その国造自身

が防人に徴集派遣されるところは考え難い。本国を三年間も留守にすることは職務上許されぬであろう。そのうえ、奈良朝後半以後になればやや名誉職化する傾向のある律令国造以上に、郡司主帳が自ら郡務から三年も離れて西海に赴くなどという非現実的なことは、より一層考え難いことである。また上丁をかみつよ、ぼろとするならば当然下丁とでもいうべきものがあってよいがどこにも見えない。助丁が上丁の補助者であるとすれば、上丁と助丁の数があまりにもかけはなれていて、一人の助丁が多数の上丁の補助をなし得るとは考え難い。また上丁を正規の壮丁とするならば、むしろ「正丁」とでも称したのではないだろうかと考えられる。そうなれば補助丁とか次丁・中男丁とかという防人を指す語は「次丁」の公算が強くなる。私見では、壮丁の悉皆徴集ではない防人に老・残をもって構成される次丁を当てるのは考え難いのである。明文を探し得ないので、次丁・中男が絶対防人にならなかったとは史料的に断言し得ないが、常識的に考えても、国元にいる軍団の兵士ならとにかく、遠方に長期赴く防人には正丁の中でも強健な者を選抜して当てたにちがいないと考える。せいぜい中男までの拡大が限界なのではないであろうか。

二 岸説とそれによせて

岸氏は右に引用の如く従来の諸考察・諸論考を概括したあとで
国造丁・主帳丁・上丁・助丁などに関する諸説は、個々に
いてはなかに採るべきものもあるが、それら全部を統一的に理
解すること、換言すれば各国における防人集団の組織・編成を
考慮しながらそれらを考えることにおいて欠けていたのではな
かるうか。私は諸説のいちいちについて批判することをやめ、
ただちに私説を提示しよう。すなわち私はそれらの称呼はいず
れも各国防人集団の編成に関係あるものと考え、その相互関係
に注意することとした。その手がかりとなるのは各国防人歌の
配列順序である。何となれば各国ごとの防人歌の配列は全く恣
意的であるとは考えられず、それはある一定の基準に基づいた
ものと考えられるからである。^⑦

として、上総・遠江・信濃・武蔵・相模・下総・上野・駿河・常
陸・下野各国の防人歌の排列を検討整理し、併せて細密な階別人
員排列表をも作製しながら、「国造・国造丁・助丁・主帳・帳丁・
主帳丁の存する国はいずれもそれぞれ一人ずつであって、その点
火長・防人・上丁とは対蹠的である。」^⑧として、「丁とは軍防令に
兵士は『同戸之内毎三丁取一丁』(兵士簡点条)とある丁に通

ずると思う」と人足説などを否定し、「各国の防人集団には国造
丁(国造)―助丁―主帳丁(帳丁・主帳)―(火長)―上丁(防
人)なる関係が成立していたと推察される」^⑨と論定した上で、

○国造丁 各国ごとの防人は国司の一員が部領使となつて難波津
まで送られるが、その集団の長が国造丁である。

○助丁 大領・少領の關係がその前に督領・評督―助督と呼ば
れていたように、国造丁に副うものである。

○主帳丁 軍防令の規定にも軍団に書算に工なるものとして主帳
を付屬せしめていることがあるように(軍団大教条)、防
人集団においてもその職務として主として庶務會計を司
るもの。

○上丁 一般の防人兵士、上丁の上は上番の上と同じような意
味で、防人に簡ばれた兵士。

○火長 軍防令にみえる「兵士十人爲二火」(兵士爲火条)

と同様、防人兵士十人の長。

という解釈を示し、国毎防人団幹部というべき国造丁・助丁・主
帳丁の關係は、軍団における大毅・少毅・主帳の關係であり、郡
司における大領・少領・主帳の關係に相当するものと考え、毎国
「国造丁は一名、助丁・主帳もそれぞれ一名もしくは二名ずつ、
また人員の少ない場合には、その中のあるものを欠くこともあつ

たであろう。」と論じた。^⑩

この考は、丁の性格規定において、防人集団内の各種丁を職階的位置づけで把握することにおいて、しかも防人集団を諸国軍団の編成と同一類型としてとらえた位置づけにおいて、また国造丁のとらえ方を国造族と関係ふかい郡司組織との対比において把握したことに於いて、極めて斬新であり、合理的であり説得力に富んでいるのである。さきにものべた如く、私は、躊躇することなくこの岸氏の考えを、「国造丁」を含めた防人集団諸丁の研究論として最も価値高いものと認めるものである。

ところで岸氏のこの論は、国造丁の位置づけに關してもう一つきわめて重要な要素を基盤として提起されているのである。それは、

最高の統率者になぜ国造丁とか国造とかの称呼が付せられているのだろうかということである。結論をさきに述べるならば、それは大化前代から軍事組織の一部を構成していたと考えられる国造の率いる軍隊の構造が各国の防人の編成に継承され、八世紀中葉においてなお遺制として存在していたのではないかと考えるのである。^⑪

と、「大化前代において国造の率いる軍隊が当時の軍事組織、中でも外征軍などの構成において重要な部分を占めていたらしいこ

と」^⑫を前提として論ずるものである。すなわち、この国造の率いる氏姓時代の軍隊を、氏は「国造軍」と呼び、「当時における国造軍の重要性」を指摘し、この「防人考」の第二節の標題にも「国造軍」を掲げている程なのである。

かねて私も、氏姓国造について考察するについては、国造軍すなわち国造の持つ軍事力に強く注目していたのであるから、岸氏がこの論文を『万葉集大成』に発表されてから一〇年も後になつてから活字化したものではあるが、国造についての愚考を述べるに際し、参考にして評価を加え敬意を表わしたのであった。

しかし、何と言つても、国文学部門で発表されたこの岸氏の「国造軍」論を強く支持して、国史学界に広く周知せしめたのは、岸氏と同門の古代兵制史の専門家直木孝次郎氏の權威ある評価であつた。岸氏の「防人考」の数年後に発表の「律令的軍制の成立とその意義」^⑬で、国造軍が律令国家の軍団の祖型となつた重要軍事力であることを明らかにして、岸説と相關関係を持ちながら国造軍の意義を確かなものにしておられた直木氏は、その代表的著書の一つである『日本古代兵制史の研究』^⑭の第九章に「国造軍」を扱い、「国造軍の存在形態とその伝統」なる冒頭の節で、全面的に「防人考」を評価し、「国造軍の存在を指摘した最初の論文は、岸俊男氏の『防人考』であろう」と位置づけをおこなつたう

えて、「国造・国造丁は各国の防人集団の長となってこれを統率するものであろう。国造というのは、かつての国造の任務を継承するからで、国造丁というのは、令制下では、伝統があるにせよ、正丁から選ばれる防人だからであろう」との見解を述べ

助丁は国造丁を補佐するもので、大領に対する少領、その前身である評督（督領）に対する助督にあたるものであろう。主帳丁は、令制の軍防令に定める軍団において、大毅・少毅の下に書算にたくみな主帳がおかれているのに相当し、国造丁・助丁のもとで庶務会計をつかさどるのであろう。帳丁・主帳はいずれもその省略形である。火長は、軍防令に「兵士十人を一火と為す」（兵士為火条）とあるのでわかるように、防人十人の長である。上丁は防人として上番する丁男の意で、防人の称呼をもつものも称呼をもたないものも、ともに一般の防人のことであろう。^⑥

と、全面的に岸氏の説に同調した考え方を示し、「このようにみえてみると、八世紀中葉の防人軍のなかに、国造を中心に編成されていた国造軍の遺制の残存することを認めなければならない」と結論された。

ここにおいて、岸氏提唱の「国造丁」論は、全く確乎たる地歩を占める学説になったのであり、いまや定説化せんとしているの

である。

三 奈良時代における氏姓国造遺制について

岸・直木説の強調指摘する「八世紀中葉」における「国造軍の遺制」の存在は、律令時代において、国造族が、兵衛の如き中央の軍事機関においても、軍毅の如き地方の軍事機関においても、重要な役割を持つことを明確に認識し、その武力が次の時代にまで伝統的に継承されることを指摘している私としても、決して違和感を持たないのみでなく、同感極まりないところである。しかし一步退いて考えてみると、果して奈良朝の八世紀中葉まで、氏姓国造の遺制が、制度として残存するということが、妥当性のある事実であろうか。という疑念が生じて来るのである。岸氏は従来の諸説が「個々についてはなかに採るべきものもあるが、全部を統一的に理解すること、……において欠けていた」という見方の中において、この卓論を生み出されたのであるが、私もまた、防人の「国造丁」そのものの理解においては極めて合理的であるようにみえるこの八世紀中葉氏姓国造遺制残存論が、奈良朝時代における氏姓国造遺制の全体的あり方の上からは、必ずしも疑点のないものではないことを指摘せざるを得ないのである。周到な岸氏は、自ら

東国諸国は大化改新のころにいくつかの国造治下の小国が律令制の行政単位としての国に編成されたものである。また国造そのものも大化改新後しばらくは国司の下にその本来の機能を果たしていたと考えられるが、やがて国司の下級機関として長官を評督・督領、次官を助督とする評(郡)の制度が整えられるに及んで、国造はおおむねそれら郡司に任ぜられて行ったと一般に考えられている。そして一方では大化以後、天智または天武朝ころから主として地方の神事祭祀を司る者としての国造が新しく国ごとに設置されることとなったといわれ、従って本来ならばこの東国防人歌にみえる国造はかかる一国一員の新国造と関係付けられるべきなのである。しかしこの新旧両国造と評・郡の関係については近時さまざまな論が提起されていて、従来の見解が必ずしも定説といえない情勢にある。ここではその問題にはふれないが、私は国造の制度上の改変にもかかわらず、防人集団の国造丁には大化前代の旧い国造軍の形態がなお継承されて遺存していると思うのである。……、私はもちろん国造丁や助丁がすべてなお国造自身あるいは国造一族の者によって占められていたというのではない。すでに家族の分解発展の著しいこのころにおいては、国造以外の部姓であっても有力家族の一員が一国の防人を統率するような地位につく

ことはありえたと思われ、また国造一族でもかえってその中心的な成員は兵士とはならない場合があったであろうからである。しかし私としては八世紀中ごろの防人集団にはただ遺制としての国造軍の存在を認めればよいのである。^③

と述べて、立論の根拠を示しておられるのであるが、果してこの頃に氏姓国造の遺制がそう顕著に残っているものであろうか。

それを確めるために、ここで、律令古代に関する諸史料にあらわれた氏姓国造遺制について辿り、検討を加えてみたいと考える。

○和銅元年紀三月二十七日条^④

美濃国安八郡人国造千代妻処是女一産三男、給稲四百束、乳母一人、

これは明確に「国造」が氏乃至は氏姓として称せられるものであって、しかも律令国造に関わって生じた氏や氏姓とは認められないから、氏姓国造制の遺制と考えざるを得ない。果して氏姓国造族であることに由来するのか、次の場合の様に「国造人」の人を除去した部民的な出自を持つ族なのか、二つの場合が考えられて明断し難いが、何れにしても氏姓国造制の名残りのものであることは確かである。

○和銅七年紀六月十四日条

若帶日子姓、為触_ニ国諱_一、改因_ニ居地_一賜_レ之、国造人姓、除_ニ人

字、寺人姓、本是物部族也、而庚午年籍因_二居地名、始号_二寺人_一、疑_レ涉_二賤隸_一、故除_二寺人_一改從_二本姓_一矣

これは、いつから国造人の称が姓としておこなわれたかが必ずしも明白でなく、寺人に準じて近江朝の庚午年籍とするのが妥当か否か断定し難いところもあるが、こういう氏がわがわが隸民に近似した類の庶民にまで附されて登載される時機としては、庚午年籍とするのが常識的には最も無難であろう。しかし大化以後などにそうした存在の人々が改めて発生することとは一般的なことではないと考えられるから、当然「国造人」を称する人々はそうした伝統性を帯びていたものと認められる。したがってその伝統性は、氏姓国造制に関わって伴われていたものであると考えざるを得ず、やはり氏姓国造遺制の一たるを失わない。

○天平五年紀六月二日条

多櫛嶋熊毛郡大領外從七位下安志託(記)等十一人、賜_二多櫛後国造姓_一云々

これは、厳密に言えば「後国造」とあって単に国造と言っているわけではないが、この後が、時間的な前後性を言い、その対語が「前国造」で、前国造は氏姓国造を、後国造は律令国造を指しているものとも考えられないから、多櫛は隠岐のように島が二つにはなっていないけれども、そこで島前・島後という

のと同じように、または筑前・筑後や豊前・豊後というのと同じように、地域の前後性を示すものと理解される。思えば種子島は、中種子あたりを地峡部として北と南に広がった部分を持つという地形である。あたかも細長い瓢箪の形をしている。古代にもこの地形によって前後に分かれて地域づけられていたものであろう。そういうことになれば、やはりこの後国造も律令国造に係するものではなくて、氏姓国造の遺制であると考えられ、それがこの国造という姓を導き出したものであろうと判断できるのである。

○天平十四年紀四月十日条

賜_二外從七位下日下部直益人伊豆国造伊豆直姓_一、

これは、日下部直といていた伴造の遺制としての姓を、伊豆国造伊豆直という氏姓国造の遺制としての姓にかえたものである。伴造と氏姓国造の關係は、むしろ国造が本来の性格で、それが伴造を兼任したものであるから、伊豆国造としての姓から伴造としての姓に称呼をかえていたとするならば、伊豆氏は氏姓の上では貸した庇の称を以て母屋の称としていた概がある。すなわちこれは改賜姓というよりは復姓というべきものである。ところで「伊豆直」だけで充分に伊豆氏姓国造家の氏姓を表わし得るのに、厳密を以て聞こえる『統日本紀索引』もこの「伊豆国造」を官職名

すなわち律令国造を表わすものと位置づけたほど通常のでなく、わざわざ「伊豆国造伊豆直」などと複姓の形で復帰的に氏姓を称することにしたのは、それなりの理由があったからにちがいない。一口に言えば、どちらも過去のものになった氏姓国造と伴造の二つについてどちらをとるかと言えば、国造の方をとりたいと考えたことが、その理由である。そしてその理由がとりもなおさず氏姓国造の遺制の存在を示すものでもあるが、どうみても、それは伝統的族称を示すもの以上ではないであらう。

○天平勝宝元年紀閏五月二十日条

飛驒国大野郡大領外正七位下飛驒国造高市麻呂、上野国勢多郡少領外従七位下上毛野朝臣足人、各献_二当国国分寺知識物_一、並授_二外従五位下_一、

これは、上毛野朝臣足人との対比においてみても、「飛驒国造」が氏姓であることは疑う余地がなく、同時にまた足人が氏姓上毛野国造の子孫の毛野一族の「中心存在で、在地で郡領になっていたのと同じように、彼れも氏姓斐陀国造の子孫の中心存在で、本貫の地において郡領となっていたことも明知し得る。だが彼が郡領になっているのは律令制での制度規定によるもので、それが氏姓国造の遺制というものに当らぬことは明らかである。国分寺に高僧達の使用の物を献じ得るような実力財力は確かに氏姓時代以

来の伝統によるところが大きいではあろうが、「国造」という最も端的な氏姓国造の遺制を示す語は、姓として称せられるだけで、実際の役割を持つ制度としての遺制という性質のものではない。同人については、

○神護景雲二年紀二月十八日条

外従五位下飛驒国造高市麻呂、橘部越麻呂、並為_二造西大寺大判官_一、

という史料もあるが、この場合も飛驒国造は氏姓であること、さきの場合と変りがない。

○宝龟元年紀四月朔条

美濃国方県郡少領外従六位下国造雄万献_二私稱二万束於国分寺_一、授_二外従五位下_一、

ここで記録されている雄万の場合も、高市麻呂と同様の立場にある氏姓国造族のすがたをあらわしている。そしてこの「国造」もまた姓である。

○宝龟二年紀正月二日条

授_二……外従五位上上毛野佐位朝臣老刀自、正六位下国造浄成女並従五位下_一、

ここで名のならんで出ている老刀自と浄成女とは、老刀自は既に上野の律令国造になっているし、浄成女はこの後間もなく因幡

の律令国造になる人物であるが、ここで浄成女の「国造」はこれそのものが氏姓である。しかしこれでは、在地の者ならとにかく、浄成女の如く采女として中央に出ているものにとっては不都合もあるわけであるから、翌月の九日には

因幡国高草采女從五位下国造浄成女等七人賜_二姓因幡国造_一、
という処置をとったのである。そしてさきにみた「伊豆国造」の場合と同様に、氏姓稲葉国造の遺制として因幡国造という氏姓の存在することだけは、はっきり認めることができるのである。しかしここでもまた遺制は氏姓としてだけのことである。彼女のことは、同年十一月廿八日条に「因幡国造浄成女從五位上」十二月十四日に「從五位上因幡国造浄成女為_二因幡国々造_一」延暦四年正月九日に「因幡国造浄成女並從四位上」と見える。

宝龜五年紀二月廿三日条には同じ因幡国の氏姓国造族のことについて、

因幡国八上郡員外少領從八位上国造宝頭賜_二姓因幡国造_一、
とあって、八上郡にいる氏姓稲葉国造の後裔も、同様に氏姓国造の遺制としての国造の氏姓を称していたことが知られる。また『公卿補任』によると、参議藤原浜成の母は「因幡国八上郡采女稲葉国造氣豆之娘」である。浜成は神龜元年参議從三位兵部卿兼左京大夫麻呂の一男として生まれているから、氣豆之娘は、氏姓

稲葉国造の遺制の氏姓を称していた八上郡領家から、采女として中央に出仕していて麻呂との間に浜成をもうけたものである。延暦十年紀六月廿五日条にも「授_二正六位上因幡国造国富外從五位下_一とあり、やはり因幡国造の氏姓を名乗っているものが、ほかにもいたことがわかる。

○宝龜二年紀閏三月二十二日条

授_二外從五位下伊豆国造伊豆直平美奈從五位下_一、

これは、平美奈というので女性かとも考えられるが、天平十四年紀に見えた益人の同族後輩なのであろう。同じ東国の例として

○延暦四年紀正月二十七日条

授_二正六位下海上国造他田日奉直徳刀自外從五位下_一、

というのがみえるが、これは、「海上国」という令制の国がないことから、氏姓国造遺制の氏姓が、奈良朝のみでなく平安朝初期になつてまでも、国造族の上になお明らかに生きていて、天平以来の伊豆氏の如く複姓を称していたことが知られる例である。海上国造と言へば、本稿が主たる対象史料としている『万葉集』巻二十の中で、四三八四番の歌の作者に、部領使景大養宿禰浄人にひきいられた下総国防人の中の「助丁海上郡海上国造他田日奉直得大理」がいる。両者が同族で氏姓海上国造の名残りを氏姓にとどめているものであることはいうまでもなからう。この海上国造

の氏は、平安時代前期においても『三代実録』の仁和元年閏三月十九日条に

下総国海上郡大領外正六位上海上国造他田日奉直春岳、借外
從五位下「以下代百姓」^②濟調庸也

とあるように、確乎として称されている。

「正倉院文書」によると、天平の時代に中央に出仕して、
本国下総国海上郡の大領に就任することを請願する解文を提出し
た人物に

中宮舎人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護^③

という者もいるから、この国造と伴造とを併称する長い複姓は、
まぎれもなく極めて長く伝えられた氏姓国造遺制の一つである。

同じく「正倉院文書」の中で専門家の間では注目されている。

○国造豊足解

天平十一年正月二十五日国造豊足^④

という署名史料がある。豊足は左大臣家の目代である。これも因
幡の淨成女の初姓の如く、地方の名称がないので、どこの氏姓国
造の後なのかは明らかでないが、その所任から言っても律令国造
とは直接関係がないことは明らかであろう。

このような「国造何某」という表記の仕方は、実際にもとから
「国造何某」という形であったものと、既に出てきた場合のごと

く「国造人何某」とあったのの人を除いたものや、「正倉院文書」
の「御野国戸籍」^⑤の味蜂間郡春部里の部に数多く見られる「国造
族」の族を略したものがあのではないかと考えられる。すなわ
ちこの「正倉院文書」の大宝二年の美濃国の戸籍でも「肩県郡肩
々里」などでは、たとえば「下政戸国造川嶋戸」とか「上政戸国
造大庭戸」とかと、国造だけを氏の称としているものや、大庭の
戸口の人々の中でも「戸主母国造白髪亮」「戸主妻国造尼亮」な
どと記されるものは、本来「国造」だけのものであろうし、同じ
大庭の戸口で「寄人国造族安」と記されるようなものは、春部里
などの例の「国造族」と同じもので、ただ「国造」と書かれるも
のとは本来差異があったものであろう。しかし何れであっても
「国造」という氏の称が、氏姓国造に由来するものとして称えら
れていたことは明らかである。

国造が氏でなくて姓の形で用いられているのは、さきに示した
伊豆国造・因幡国造・飛驒国造・海上国造などと共に、『令義解』
撰進の動議を提したことと著名である明法学者「額田国造今足」
などの例も直ぐ目につくが、これは平安朝になってはじめて称せ
られたというのではなく、今足の祖先が奈良時代においても絶
えることなく称してきたものであろう。

かくの如く氏姓国造の遺制として氏や姓の「国造」が律令時代

の社会で巾広くそして根深く行われ存在していたことは確實であるが、不思議なことに、この外には、氏姓国造の遺制と目されるものは、格別見当らないのである。すなわち史料を『続日本紀』だけに限ってみると、五九ほどの国造記事を見出すことができ、さらに奈良朝時代に限定すると四四ほどとなる中で、氏姓国造の遺制と認めることのできるのは、実に右にあげた関係部分だけなのである。数の点でもそうであるが、種類の点では全く氏姓のことに限られている。

もちろん、私が到達し得なかった史料もあるであろうし、史料が伝わらず残らなくても氏姓国造の遺制としてこのほかにも何かあったにはちがいない。だが史料の上でこれだけ顕著明白に、奈良時代の氏姓国造の遺制が「氏」や「姓」に限られているのに、実際の奈良時代の歴史の実態としては、これに反して、このほかのところでも別に生きた働きをし、実質的な役割を果たしていた氏姓国造の有力な遺制が存在したものであろうか。どうもそのようには考え難いのである。

実質的な働きを持ったとすれば、それは律令制度の中に実際的に組みこまれていることになるわけであるが、そのような遺制が本当に多く存在したか、数は少くとも強力に存在したかするならば、律令軍制の一環である防人制度の中に、氏姓国造の遺制の残

存することはあり得ることであり、あってもおかしくないことになるであろうが、果して右に見た史料の示している限界を越えてそのようなことが考えうるものであろうか。私見は否定的にならざるを得ないのである。

四 歌の語るもの

『万葉集』の関係歌を、万葉仮名は不得意なので、一項に引いた『日本古典文学大系』本の訓みにしたがって掲げてみると、つぎの如くなる。なお、助丁の中にも海上国造を氏姓とするものがあるので、助丁を含めて挙示検討する。「天平勝宝七歳乙未二月、相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等の歌」という一群の冒頭の歌が、遠江国の部で

1 畏きや命被り明日ゆりや草がむた寝む妹無しにして(四三二二)

右の一首は、国造丁長下郡の物部秋持のなり

であり、つぎの相模国のは国造丁はなく、

2 大君の命畏み磯に触り海原渡る父母を置きて(四三二八)

右の一首は、助丁大郡造人麿のなり。

つぎの駿河も、最初が、

3 豊薦牟良自が磯の離磯の母を離れて行くが悲しき(四三三八)

右の一首は、助丁生部道磨のなり。

つづく上総国では

4家にして恋ひつつあらずは汝が佩ける大刀になりても恋ひてしかも（四三四七）

右の一首は、国造丁日下部使主三申が父の歌なり。

5たらちねの母を別れてまことわれ旅の飯廬に安く寝むかも（四三四八）

右の一首は、国造丁日下部使主三申のなり。

6百限の道は来にしをまた更に八十島過ぎて別れか行かむ（四三四九）

右の一首は、助丁刑部直三野のなり。

と、該当するものが揃っている。つぎも坂東の常陸国であるが、それは、諸国の例と逆に助丁の方がうしろに排列されていて7橋の下吹く風の香くはしき筑波の山を恋ひずあらめかも（四三七二）

右の一首は、助丁占部広方のなり。

となっている。下野には火長以下しかなく、下総国では前項でも度々史料のあった海上国造が登場する。

8暁のかはたれ時に島陰を漕ぎにし船のたづき知らずも（四三八四）

右の一首は、助丁海上郡の海上国造他田日奉直得大理のなり。

その次に関係の歌が出て来るのは信濃国で、

9韓衣裾に取りつき泣く子らを置きてぞ来ぬや母なしにして（四四〇一）

右の一首は、国造（丁）小泉郡の他田舎人大島のなり

がみえる。国造とあるのは既に国造丁と校訂した説も行われている如く、国造丁の意味に違いあるまい。つぎの上野国では

10難波道を行きて来までと吾妹子が着けし紐が緒絶えにけるかも（四四〇四）

右の一首は、助丁上毛野牛甘のなり。

が該当する歌で、最後の武蔵国では

11枕刀腰に取り佩き真愛しき背ろがめ（ま）き来む月の知らなく（四四一三）

右の一首は、上丁那珂郡の檜前舎人石前が妻伴部真足女のなり。

12大君の命畏み愛しけ真子が手離り島伝ひ行く（四四一四）

右の一首は、助丁秩父郡の伴部少歳のなり。

が挙げるべき対象と考えられる。四四一三は「上丁妻」とあって、文字通りに解すればここに挙げるべき類に属さないが、「檜前舎人」という石前の氏姓といい、排列の順序が、この国の冒頭にあつて、助丁・主張（丁）の歌の前に位置づけられていることといい、これは「国造丁妻」の意味ではないかと考えられる。国造丁も上番する丁男であることには変りがないので、「上国造丁」とでもあるべきところの書きがちがいか、略記であるとか、伝写のちがいであるとかということかもしれない。

ここにかかげた一〇首余の歌を通観して気づくことは、国造丁

たちの詠んだ歌のすべてを通じて、国毎防人集団の長として雄々しく勇ましい歌などは一首もないということである。勇壮な戦争詩を詠まなかったからと言って、国造丁らに勇猛心がなかったと断定することはもとよりできないが、例外なしに一首の勇ましい歌も詠まなかった国造丁らを、氏姓時代の外征軍などの先頭に立ち、或いは兵团の中心になっていた氏姓国造らの勇猛心を引きついでいる存在と考えることなどは、なお一層でき難いことのように思われるのである。もしも論者の言うが如く、氏姓古代における大和国家軍の重要構成単位であった国造軍の伝統をうけ、その遺制と位置づけるに足る防人集団の幹部なら、何かもう少しは、誇高い姿勢を示し、律令防人制を肯定するような積極的詠歌をするのが通常なのではなからうか。どうも国造丁らの心に、時代の軍制に合致した存在として、国造軍伝統の隊長の心情とか武人の気力とかが継受保持されていたとは認め難いのである。

事実1の「畏きや命被り明日ゆりや……」という上の句や、2の「大君の命畏み磯に触り海原渡る……」12の「大君の命畏み愛しけ真子が……」などの上の句は、確かに、律令時代の軍制としての防人の行動を肯定した謳い上げをしようとしている心組みを表わしているけれども、より詳しくより心を潜めて検討してみるならば、微妙な違いが感得されるのである。

すなわち、国造丁の歌は、1の歌で秋持が「畏きや命被り明日ゆりや草がむた寝む」というところまでは、雄々しくも「大君の命かしこみゆくからは、草と共に寝ることも問題ではないのだ」といっているようであるが、結句と共に「草がむた寝む妹無しにして」という下の句にして見ると、実は「妻と共に寝ることができなくて、草と寝るのか」という悲しさ淋しさを未練がましく訴えているのみで、しかもそこがこの歌の主題であることが明らかに。なるから、「畏きや命被り」などという出だしではじまった上の句も、結局は単なる形式的修辭であるにすぎないことがわかる。また目下部使主三中の「たちねの母と別れて、本心に自分は旅の仮りの廬で安らかに寝ることができらうか。不安でたまらない。」という5の歌も、純真というべきか幼稚というべきか、年が若いらしいことは察せられるが、それにしても壮丁として防に赴く青年としては、いかにも女々しい歌である。純国文学の立場から言えばなるほど純情偽らざる万葉のころのあらわれとして評価される可能性もあるが、史学の立場でこれを見れば、それが本心であり純情であればあるほど、防人国造丁に指揮官だの部隊長だのという心のなかつたらしいことを推知せしめるのみである。

大島の9に至っては「からころもの裾にすがりついて泣く子ら

を置いてきたことであるよ。母もいないその子供たちを」という泣き歌である。片親の子供と別れて来るといふ特殊な事情があったとしても、あまりと言えはあまりで、雄々しい心を内に秘めた勇者や武人の長たる者が詠み、且つ撰者に選ばれる歌であるなどとは、どうみてもうけとることができないのである。

一方、助丁の歌は、2の「大君の命を畏み、磯から磯を伝わって、父母を後にしながらも、海原を渡って私はゆくのだ」という鮮明な決意と態度を詠んだ歌が、外見に限って言っても女々しさはなく、おそらくその内心にもこれを押し出す丈の強い精神の充実があったことを思わせるし、3の「たたみめ半良目の磯の離れ磯のように、母から離れて行くのが悲しいな」という歌は、三中の5にも似ているが、修飾辞が長いせいか、母から離れていくことを意識していることはわかるが、それほど弱々しさや女々しさは感じさせない。6の「多くの曲りのある道をやって来たが、またさらに沢山の島を経由して別かれてゆくことであろうか」という歌は、遠い未知の前途に対する不安の気持を卒直には言っているが、特に実質的な女々しさというようなものはない。いはば一般的に旅行者に共通の心を詠んでいる。7の「橘のもとを吹きわたる風のかぐわしい筑波山をなつかしく思わずには居れようか、おれはしない。」という静かで美しい望郷の歌も、ここで問題に

なるような格別の心情はあらわされていない。海上国造の詠んだ8の「暁の夜明けの頃に、島の裏側を漕いだ船の頼りなかったことよ」という歌も、極めて形の整った船旅の歌の一首にすぎない。10の「難波への道を行って帰るまでと、わが愛する彼女がつけてくれた紐が、長旅ですり切れてしまったわい」という一首も、ふとしたことからいとしい人を偲んではいるが、きわめて常識的な気持のうたである。最後の12の「尊い大君の命令だからそれを畏み受け、愛する妻の手も離れて島伝いに行くのである」という歌も、例によって「命畏み」式の形式用語を持った、防人の倫理感と心意気を歌うものであって、「真子が手離り」は2の「父母を置きて」や3の「母を離れて」というのと同類であるが、いずれも、三人の国造丁たちが手離しで女々しく歌っているのとはちがって、弱々しい悲嘆にくれているような切実さは伝わって来ないのである。

国造丁の歌に出で発つ勇士の気概がなく、助丁の歌の方に弱さが無く平然と決意を示して任務に就く概があるという大勢は、果して何を意味するもののだろうか。この差は少数史料に伴なう史料の限界性もたらした単なる偶然にすぎないのであろうか。或いはまた私の解釈が誤っているものなのであろうか。どうもこれは、国造丁は防人集団の長で助丁は副長であるというような同

類の防人幹部ではないことを示すもののように見受けられる。すなわち、助丁は確かに防人団幹部の正式な兵員であるのに対し、国造丁は何かそれとは別の種類のものであることを表わしているように、私には受けとれるのである。

五 国造丁の性格

しからば国造丁とは一体何なのであろうか。先ず国造丁は史料にあらわれる限り、令制一国につき一人しかないという、数の面が考慮されるべきであるように思う。令制一国に一人しかない国造といえ、それは律令国造である。そして、そういうことになれば、数の上からは、令制一国一員の律令国造と、令制一国単位防人集団に一人の国造丁とは、極めて直接的に結びつき得る存在となる。もし氏姓国造の遺制として氏姓国造族から防人の国造丁が出るのであれば、その数は一国の防人集団について一人ということにはならないであろう。それは氏姓国造族は令制の一国に多数いるのが一般的な状況であったとみられるからである。

また明白に氏姓国造の遺制である「海上国造他田日奉直得大理」は、国造丁にはなっていないで下総国の助丁になっている。もちろん、下総国にはやはり氏姓国造の遺制たる国造族が国造丁として出ていたけれども、歌を詠まなかったかもしれないし、詠みは

したのだけでも拙劣のために家持がそれを除去して載せなかったのかもしれない、ということも考えられなくはない。しかし、もしも氏姓国造の遺制が制度的に防人にとり入れられているとしても、氏姓国造の遺制としての国造族が、防人として出る場合に必ず国造丁になるというものではないことだけは、この事実から明知することができる。いうまでもなく、氏姓国造族が国造丁ではなく助丁になっていることから、国造丁が氏姓国造の遺制ではないという論は導き出し得ないが、防人制の中で国造丁のみが氏姓国造と最も密接に直結しているものであるとは言えなくなるし、ましてや防人制度の中における氏姓国造の唯一の遺制が国造丁であるというが如き考え方もできなくなる。或る意味では助丁も氏姓国造の遺制と言い得るのである。

相模の助丁の丈部造、上総の助丁の刑部直、上野の助丁の上毛野など、氏姓国造の族であるという証拠はないが、或いは氏姓国造族であるかもしれない氏姓国造族と同格の地方豪族であろうことは、氏姓の上から明らかに知り得るし、上毛野牛甘の如き「君」姓のぬけているものも、先ず間違いなく氏姓上毛野国造の後であろう。そして氏姓海上国造の後には、これら同格類似の地方豪族とならんで防人の助丁となっているのである。すなわち氏姓国造族の名称性・豪族性は、かくの如く助丁であることの中に表

わされている。結局氏姓国造が伝統的に保持していた地力や勢力をいわゆる遣制として軍事面に表わすにしても、この形においては実態化することができないわけであって、ひとり国造丁としなければ活用することができないというわけではなかったのである。

防人に対応して考慮される軍団に活用されている氏姓国造族の力も、それが国造族だからということで生かされているのではなく、実力の持主だからという実理的理由によって活用されている向きが強いと認められる。また、むしろ旧時の国造軍の伝統をよりよく伝えていっているといわれている軍団にこそ、国造毅などという名称の将校がいてもよさそうなのであるが、それがないのである。どうも防人の国造丁を軍団であれば国造毅に当たる兵科の将校と認めることは、均斉性がない推定のものであり、このような周囲の事情は、防人の国造丁というものを極めて独得な存在にしていると共に、防人集団の内部においても、国造丁というものがやはり特殊な存在であることを物語っているようである。

論者が、防人集団の長期的存在として国造丁を位置づける際の判断の根拠は「大化前代において国造の率いる軍隊が当時の軍事組織、中でも外征軍などの構成において重要な部分を占めていたらしいこと」や「律令軍制の完成以前は、各地の国造の率いる軍隊が、外征などの非常の場合には朝廷によって動員され、朝廷の支

配下の軍隊の有力な一部分をなしていたこと」であるが、律令制下の防人は、あくまでも防人であって征人ではなかったのである。さきに私は、古く国造丁を国造家の輩下の者が代役するものであらうとする説の生まれて来る所以について、賦役令に規定のある代役のことや、防人が防に向う際に家人・奴婢などを将行することを聴す軍防令の規定のあることやから、そのような輩下代役説が考えつかれたのではないかと、推定をしておいたが、実は軍防令「防人向防条」は

凡防人向防、若有家人奴婢及牛馬欲将行一者、聴、

という本文であるが、何故に許されるのかという義解の説明するところは、「謂、若欲将妻妾二者亦須聴、為非征人二故也」ということになるのである。外征軍の中に編成された氏姓国造軍と、防人として、壮丁の中から一定の割合いで抽き出され徴集された防人集団とは、その構成が全くちがうのである。土地に結びついていいることからすれば、防人よりはもっと氏姓国造軍の伝統が冠せられ易い諸国軍団の構成でさえも、やはり氏姓時代の外征軍の構成編組とは本質的に違う徴集方法によって組み立てられているのである。国造毅などというものの置かれなかったのも宜べなるかなであらう。要するに軍団にも防人団にも氏姓外征軍に国造軍がまとまった部隊として編組されていたような状況は無かったの

である。

律令時代の兵制である軍団や防人に、氏姓国造軍の伝統が生きて伝わっているとする仮説は、氏姓国造軍の力を評価する態度においてはまさしく正しいが、軍団や防人の編成法と氏姓時代の外征軍の構成との区別をば明確にしないまま引き当てをおこなっている点において、不徹底な見解とならざるを得ない。斉明・天智朝百済救援軍などまでにおいて認められる「国造軍を海外派兵に利用する伝統は、大化後も容易に消失しなかった」^②らしい事実は、大化以後における氏姓制残存の過渡的状态のもとにおいてのことであって、浄御原朝以後の令制軍制の整備展開期まで一律に延長して認め得るものではない。

しかし、どのように言ってみても、征人でもない防人に、国造丁のいることは事実である。しかればこの国造丁とは何なのであろうか、実はこの解決の鍵は、「本来ならば、この東国防人歌にみえる国造はかかる一国一員の国造と関係付けられるべきなのである」^③といわれた岸氏の論の中の「本来」の見方のうちに認められるのである。

この時代に制度上国造といえば、それは、岸氏がここでいわれる新国造すなわち私のいう律令国造に外ならない。氏姓国造の遺制もなくなかったが、詳さに検討したように殆んどは「氏」や「姓」

などに限って認められるもので、実質的に制度として生きた働きをする遺制などは先ず見出せないものである。だから本来的立場に立って『国造丁を生きている現実の制度の律令国造と対応させて考える』という観点が提起されるべきなのである。この観点においてみれば、国造丁も一国に一人、律令国造も一国に一人という数の問題がとけてくるし、氏姓国造族でありその遺制の顕著なる体现者である海上国造得大理が、国造丁にはならないで助丁になっていることも、彼が律令国造として下総國の諸祭祠事を掌っているという立場になかったということと解決できるであろう。それからまた、その歌や詠心に見られた国造丁の部隊長らしからぬすがた、すなわち助丁の歌にはほぼ共通にみられた「出で発つ決意の表明」という武人らしさを、彼らの歌に欠いていたすがたや、そのすがたの原因となるものについても、国造丁が防人部隊の長ではなかったとすれば、当然のこととして解釈できるであろう。

そもそも防人集団には、毎国部領使としての国司の一人がついていて国毎集団部隊の長となった。別に長はいらなかった。部領使に次ぐ指揮者がいるとすれば、それは助丁であろう。難波津について以後は兵部関係の部領専使の指揮下に入り、筑紫につけば防人司のもとに属するのであるから、特に国毎単位の部隊長が必

要ではあるまい。難波津までこそ毎国部隊があり実質的組織としての意味を持つのであろう。部領使の下に副官的補佐者は是非必要である。助丁らの歌が国造丁の歌に比べれば、女々しさなどはなくて一かどの心構えや決意を詠んでいたのは、本心であるにしろ、世間体としての形式であるにしろ、そうした歌を詠むべき立場にいたことの表われであろうと私は考える。

では、国造丁は、防人集団の毎国部隊の長でなかったとして、何を任務として向防したのであろうか。結論から先に言えば、

国造丁は、防人たちの本国の地方神祇官国造の分身であった。

いわば「従軍神祇官」であった。

というのが、私の見解である。

防人は征人でないだけに、戦場における生命の危険度は小さかったが、征人のように戦が済みさえすれば短期間で帰国できるかもしれないという期待可能性はない。三カ年の間故国を遠く離れて西海に防衛の任に就いていなければならぬ。しかも防人の生活は要衝を守護すること、守固の処に近い場所で営種するという農耕にすることが、相半ばしている。そしてそれは実際には殆んどあるまいが、妻妾・家人奴婢・牛馬などまでつれて行ったとするならば、三カ年の間西海において故国にいた時と似た出先生活を営むことになる。故国で故国の神々に支えられ護られ

ていたと同じ精神生活を、この三カ年出先生活においても営みたいと希求するのが、自然なる古代人の心情であろう。当局も亦それを認め、そのような手当てを講ずるのが自然の施策であったのはなからうかと考える。

国造丁は、防人達に故国本貫の産土神の恩顧を伝与すべき役割を担っていたものと考ええる。彼らの歌に勇者の儚がなかったのは、彼らは本来戦士として赴くのも兵士として赴くのもなかったからであらう。従軍牧師や従軍僧が、兵士より勇敢な戦争を作ったというような話は、近現代の戦争においても一般的な現象として聞く話ではない。そういえば一例ではあるが、4の歌で、日下部使主三中の父は、「汝が佩ける大刀になりても斎ひしかも」と詠んでいた。父はもちろん上総国の律令国造であるか、近い国造一門の者であらう。その父の詠む歌の結語が「斎ひてしかも」なのである。斎ふことこそが国造丁およびその背後根源を為すものの本性だったのではないだろうか。そしてそれは、いうまでもなく、律令国造の持つ律令制下における制度的機能そのものにもほかならなかつたことになる。

国造丁の歌が、毎国最初にあることに注目された学者は、「助丁より先にある国造丁の地位」というものを、助丁・次官に対する国造丁・長官という関係においてとらえることの最も妥当であ

ることを強調されて、私の国造丁非隊長論に反対せられるかもしれない。しかし、この排列に対する私の考えは極めて簡単である。神祇官は太政官より先に排列され、大宰府官制の説明で「職員令」は、「主神」を帥よりも先にかかげている。神祇官関係を、別途に最初に配記するのは律令制の通例であった。国造丁の歌の排列もこれにしたがって順序を立てたのであろう。

おわりに

国造丁・助丁とつづく防人たの類別は、これまでの幾多の説の中で、岸説が最もすぐれていて、その殆んどは、妥当な論としてそのまま積極的に承認することができる。しかし国造丁に関する論に関しては必ずしも賛成し難く、私には私なりの考え方があることを述べたものである。思えば、岸氏は

この論文で、私ははじめて国造軍というものの存在を説いてみたが、やや新しい問題提起であったためか、その後人々の注意をひいたようである。しかし今日となつては、近時盛んとなった軍制や国造制研究の新しい成果によって徹底的に再考してみ必要がある。国造軍の問題は私としてはまったく一つの仮説として提起したものであるからである。

と自ら宣言しておられるのであるが、手堅く厳密なことであまねく知られる氏の論文であるため、読んだ人々は、「仮説」を「実

説」として無批判的に踏襲してしまっている感がなきにしもあらずであった。

ここに、「再考」を要求される氏の提言にこたえて、律令国造の問題をいささか手がけて来た立場から、氏の「仮説」に対する私の「仮説」を掲げてみることは、たとえ大方の批判にさらされてそれに堪え得ることができず消え去るかもしれないとしても、決して無意味ではないと考え、敢て蕪論を展開した次第である。

岸氏や直木氏が強調された防人制度の中における氏姓国造の遺制ということは、下総の助丁にも示された如く、氏姓国造族のもつていた名族性と実力という実質が活用されているという意味では異議なく認められるが、氏姓外征軍の構成から制度的にも律令時代の防人制度にストレートに引き継がれているという意味では認め難いのである。おそらくその制度的遺制が実際に継受され残存したのは、斉明・天智朝の外征軍や防西軍までであろう。

- ① 岩波書店刊「日本古典文学大系」7『万葉集』四
- ② 朝日新聞社刊「日本古典全書」『万葉集』五
- ③ 「防人考」は、平凡社刊『万葉集大成』特殊研究篇に発表されたが本稿は、塙書店刊『日本古代政治史研究』に収録されたものを用いた。

- ④ 岸俊男『日本古代政治史研究』二九二頁～三頁。
- ⑤ 歳役余
- ⑥ 防人向防条

- ⑦ 岸『日本古代政治史研究』二九三頁。
- ⑧ 同右二九三頁。
- ⑨ 同右二九四頁。
- ⑩ 同右二九五頁。
- ⑪ 同右二九八頁。
- ⑫ 同右二九九頁。
- ⑬ 「ヒストリア」二十八。
- ⑭ 吉川弘文館刊『日本古代兵制史の研究』
- ⑮ 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』一七六頁。
- ⑯ 同右一七六頁～七頁。
- ⑰ 同右一七七頁。
- ⑱ 至文堂刊『国造と梟主』
- ⑲ 同④二九三頁。
- ⑳ 同④二九八頁～九頁。
- ㉑ 『続日本紀』は「新訂国史大系」本による。以下同じ。
- ㉒ 吉川弘文館刊「六国史索引」二『続日本紀索引』二〇〇頁下段。
- ㉓ 「新訂国史大系」53『公卿補任』第一篇五四頁上段。

- ㉔ 東京堂刊竹内理三『寧楽遺文』下、文学編人々啓状の部九四七頁上段。
- ㉕ 『大日本古文書』二、一五三頁。
- ㉖ 『大日本古文書』一、一頁～四四頁。
- ㉗ 拙稿「額田国造今足をめぐって」（『日本歴史』二六〇）
- ㉘ 秋持と大島の歌については、角川書店刊『古代の日本』5中部所収の「国造の世界」という小稿でも言及し、「一国の防人の隊長としての雄々しさというようなひびきはない」と言ったことがあるが、文章の性格上国造丁については「防人集團の幹部として任に赴く国造族」という表現で、ほぼ通説と軋触しない表現にしておいた。
- ㉙ ⑫において引用した。
- ㉚ 同⑮一七五頁。
- ㉛ 同⑮一七四頁。
- ㉜ ⑫において引用した論の一部である。
- ㉝ 『日本古代政治史研究』二九〇頁、「防人考」の仕切扉裏部分の前書き。

（秋田大学教授・XXXXXXXXXX）